



美匠の永代供養安置所には約2500基の棹石が…

招き合同供養法
要が営まれ、毎
年十人から二十
人が参加するそ
うだ。
それ以外のもの
は、一年間保
管・供養され、
その後処分場で
細かく砕かれ、
リサイクルされ
る。



お彼岸には合同供養法要が営まれる

先述の
通り、同
社では破
砕処分と
永代供養
という形
式をとっ
ているが、
これには

理由がある。以前は、業者が墓石を処分
する場合、山間部への埋葬や土留め処理
が主流だったが、高速道路などの都市計
画、工事などにより、墓石が出土してし
まい、お寺に迷惑をかけてしまう恐れが
あるからだ。実際、環境省や国交省の事
業によって出土してしまった墓石の処分
依頼があるそうだ。やはり同社でも、こ
こ二、三年の間に墓石処分の依頼が急増
しており、一昨年と比較すると約三倍に
もなるといふ。なお現在、同安置所には
約二千五百基の棹石が安置されている。
いくつかの業者に取材したが、墓石一

も行う産廃処理業者で、石材業者や個人
からの墓石処分の依頼を受けている。

同社の特徴のひとつに自社による永代
供養安置所がある。引き取った棹石は一
端ここに安置される。永代供養のものは
そのまま安置され、その証明として永代
供養証明書が発行される。墓石引き取り
後のお参りも可能で、安置所内の管理事
務所では個別のお参りの対応もしている
また、春と秋の彼岸には、県内の住職を

写真や合同供養の企業努力も

「他の石屋さんによく知らないけど、あ
まりいい噂を聞かないところはたくさん
ありますね。処分しますよといってゴミ
として捨ててしまえば丸儲けですから」
こう話すのは、岐阜市にある高木石材
の高木泰宏代表（四十七歳）である。

業者の中には、安置料を取っておきながら、機械での粉砕や、不法投棄するものもある。高木石材では依頼主に安心してもらうため、安置した棹石の写真をホームページに掲載し、確認してもらおうというシステムを公表している。安置証明書などを発行する石材業者は多いが、ホームページに掲載するというのは珍しい。「うちでは、棹石をちゃんと安置しましたということでホームページに写真を掲載しています。写真は、お寺が安置所に棹石を並べた際に撮影してもらったもの

をメールで送ってもらいます。事前連絡があれば、お参りすることもできます」

高木石材で墓石処分の依頼を受けた場合、まず、高木代表自らが必ず現地へ赴き、確認の上で作業ごとの詳細な見積もりを出すようにしている。

「ちゃんと見積もりを出す業者かどうかは結構大事です。なかには口だけでこれぐらいと、ざっくりとした金額しか言っていない場合もありますが、安置代、処分代、撤去する手間、いくらいくらと細かく明細を言っていない場合は危ないと思います。一式いくらというところはちょっと怪しいですね」

安置をお願いする際に、安置した写真をもらえますかと聞いたり、あとで見に行ってもいいですかと確認するのも、業者の良し悪しを見分けるポイントだろう。一方、引き取った墓石の供養祭などを行っている業者もある。奈良県橿原市を拠点に業務を行っている(株)美匠だ。墓石の回収・リサイクル、無縁塔の移設など

式の撤去を頼む際の費用は、地域や規模によりかなり幅があるようだ。地方の小型の墓であれば十万円程度で済む場合もあるが、都心部では大きく異なるという。